

大阪市大正区生活困窮者支援会議開催の流れ

1 生活困窮の端緒が窺われる「気になる事案」の収集

区役所各窓口、関係機関等にて相談等があった次のような生活困窮の端緒がうかがえる「気になる事案」の収集を行う。

支援にかかる本人同意を得られておらず、未だ支援制度につながっていない生活困窮事案等

例)

- ・家賃、公共料金滞納等で経済的に困窮している、又はおそれのある者
- ・ひきこもり等、自ら SOS を発信することができない、支援を求めることができない者
- ・生活保護受付面接担当等区役所窓口、相談支援窓口等にて相談だけはしているが、未だ支援制度につながっていない者

2 生困シェア会議（支援検討会議）の開催（随時開催）

「気になる事案」の中から個別検討が必要と保健福祉センター所長が判断した事案について、その事案に関係する区役所職員、関係機関等（管理者・責任者等）が集まり、保健福祉センター所長を座長として次の事項について検討し、支援を進めていく。

- (1) 支援にかかる本人同意を得るためのアプローチ方法の検討
- (2) 個別ケースについての支援方針の検討
- (3) 関係機関の役割分担の検討

3 生困シェア会議（支援実務者会議）の開催（定期開催：年間 1～2 回開催予定）

保健福祉センター所長を座長とし、生困シェア会議（支援検討会議）で検討し支援している事案についての情報共有を行い、把握された地域課題を抽出する。また、関係機関等との連携の強化を図り、新たな「気になる事案」の早期発見につなげる。

（構成員）

大正区役所職員	相談支援機関
広聴部門の担当課長	大正区障がい者基幹相談支援センター（スクラム）
保険年金管理部門の担当課長	大正区地域包括支援センター
障がい部門の担当課長	大正区北部地域包括支援センター
介護、高齢者部門の担当課長	大正区見守り相談室
健康づくり、保健活動部門の担当課長	大正区生活困窮者自立相談支援機関（インコス大正）
こども、教育部門の担当課長	
生活支援担当部門の担当課長	
生活困窮者自立支援事業担当課長	

大正区役所職員においては、事案に応じて適当と認める者を座長が選定し招集する。

4 生活困窮者支援会議（大正区地域福祉推進会議）の開催

次の事項について協議する。

- (1) 生困シェア会議の活動状況の報告・総括
- (2) 生活困窮者支援の状況、課題の共有
- (3) 地域資源に関する課題の検討
- (4) 生活困窮者支援を通じたまちづくりに活かすための検討

大阪市大正区生活困窮者支援会議（イメージ図）

